

奈良県告示第五百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十年七月奈良県告示第百八十七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 観 场 所
大和郡山市矢田町（〇〇一）土石流 警戒区域	大和郡山市矢田町（〇〇一）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり
大和郡山市矢田町（〇〇三）土石流 警戒区域	大和郡山市矢田町（〇〇三）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり
大和郡山市矢田町（〇〇四）土石流 警戒区域	大和郡山市矢田町（〇〇四）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり
大和郡山市矢田町（〇〇五）土石流 警戒区域	大和郡山市矢田町（〇〇五）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり

大和郡山市矢田町（〇〇六）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び大和郡山市役所建 設課
大和郡山市矢田町（〇一四）土石流 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県郡山土木事務所 及び大和郡山市役所建 設課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。